

# 介護保険サービス

～高齢者の在宅生活を支えるために～



## 住宅改修費と 福祉用具購入 費の支給

介護が必要な状態になっても「できる限り住み慣れた家で暮らしたい」と願う方も多いと思います。住まいの環境を整備（住宅改修）することや入浴や排せつ等に用いる福祉用具を使用することによって、不便さや不自由さが解消されると、今まで「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善することもあります。

住宅改修費は要介護・要支援認定を受けられた方が自宅でより自立した生活を送れるよう手すりの取り付けや段差解消などの小規模な自宅の改修を行ったとき、一人当たり20万円を上限に、福祉用具の購入も同じく認定を受けられた方について各年度10万円を上限に、それぞれ支給対象となる費用の9割（一定以上所得のある方は8割）を支給するサービスです。

### ■住宅改修費の支給対象となる住宅改修

種類	内容の例
①手すりの取り付け	廊下、階段、便所、浴室、玄関など
②段差の解消	廊下、便所などの各室間の床の段差の解消 玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
③すべり防止のための床や通路面の材料の変更	畳から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室をすべりにくい床材への変更 通路をすべりにくい舗装材への変更
④引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え・ドアノブの変更など
⑤洋式便座などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器などへ取り替え
⑥その他①から⑤の改修に伴って必要となる工事	手すりの取り付けのための壁の下地補強 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係る工事は除く）など



◇左記以外の住宅改修や新築などは対象外です。改修出来る住宅は介護保険証の住所地に限ります。

### ■福祉用具購入費支給対象となる福祉用具

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

### ■自己負担分の支払いについて

住宅改修や福祉用具の購入にかかった費用を本人が事業者に全額支払い、後で洞爺湖町から支給対象額の9割又は8割が本人に支払われる償還払いと、かかった費用を本人が事業所に1割又は2割を支払い残りの9割又は8割を本人の委任に基づき、洞爺湖町から事業所に支払う受領委任払いがあります。

### ■住宅改修は「事前申請」が必要で、「福祉用具サービス計画」が必要で

支給を受ける場合、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して役場に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。また福